

第3回宇和島市入札監視委員会 議事概要(平成26年5月定例会議)

(期間：平成25年10月1日～平成26年3月31日)

開催日時及び場所		平成26年5月23日(金) 午後1時30分から午後3時40分 宇和島市役所 7階 701会議室	
出席委員の氏名及び職業		氏 家 勲 (愛媛大学大学院教授：理工学研究科) 中 村 大 輔 (弁護士：南予法律事務所) 山 中 勝 雄 (税理士：山中会計事務所)	
対 象 期 間		平成25年10月1日～平成26年3月31日	
抽 出 案 件		総件数 6件	
内 訳	一 般 競 争 入 札	0件	(備考) 抽出方法 ・各委員が無作為に2件抽出
	指 名 競 争 入 札	3件	
	随 意 契 約	3件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等		意見・質問	回 答 等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容		審議の結果、委員会から市長への意見具申なし。	

意 見 ・ 質 問	回 答 等
<p>【入札及び契約手続の運用状況等の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に無し。 <p>【抽出事案の審議】</p> <p>①玉津漁港ガネタ護岸補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者が最終的に2者となっているが、参加条件を満たす業者は何社あるのか？ ・実績要件の同種工事とは、港湾の護岸工事ということか。 <p>②宇和島市ため池一斉点検業務（分割の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三間地区のため池点検とのことであるが、三間地区を選定した理由は。 ・実績要件については、どのように裏付けを取っているのか。 <p>③宇和島市公共下水道事業計画変更業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が約46%と非常に低いが、その理由は。 ・過去に受注した業者が、当市の下水道の知識、情報等を有しているということで、業者が固定されているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13社である。 ・港湾、海上工事である。護岸工事までは限定していない。 ・国への報告期限まで余り時間がなく、履行期間が十分に取れない為、三間地区と三間地区を一部含むそれ以外の地区で分割して発注している。 ・契約書の写し等である。 ・推測ではあるが、受注業者は当市の同種業務を多く受注しており、当市における公共下水道の知識、情報等を有していることから、低い価格での入札が可能であったのではないかとと思われる。 ・過去に、当市における同種業務の受注実績の無い業者が僅差で応札したこともあり、業者が固定されている訳ではない。

意見・質問	回答等
<p>・ 予定価格の設定に問題はなかったのか。</p> <p>・ 低入札価格調査は実施しているのか。</p> <p>④砂防ダム上貯水タンク付近（竹ヶ島）避難路整備工事</p> <p>・ 入札参加を希望した業者が1社であった場合は、契約金額は予定価格と同額になるのか。</p> <p>・ 平成24年度から避難路整備事業を実施しているとのことだが、その時はどうだったのか。</p> <p>⑤宇和島市道路台帳補正業務</p> <p>・ 一般の汎用データベースで作成するということができないのか。</p> <p>・ この補正業務は、いつ頃からやっているのか。</p> <p>・ 契約金額が予定価格より若干低いのは、抽出事案④の件とは異なる理由か。</p>	<p>・ 基本的には、国土交通省の標準歩掛かりを適用している。標準歩掛かりが無い作業については、3社からの参考見積で、最低価格を提示した業者の作業率を採用しており、適正であると考えている。</p> <p>・ コンサル業務においては、低入札価格調査制度、最低制限価格制度は適用していない。成果品が粗悪なものであれば、修正、やり直し等を指示することとなり、指名停止等の措置も検討することとなる。</p> <p>・ 当初、入札を前提に予定価格を公表しており、1社と随意契約となった場合は、通常、予定価格と同額の契約金額になる。</p> <p>・ 平成24年度に約40件発注し、この案件と同様、入札参加を希望した業者が1社しかおらず、その業者と随意契約を締結したケースが7件あった。</p> <p>・ 独自でシステムを構築し、汎用のデータベースで対応している自治体もある。平成18年度に検討したが、当市の規模であれば、費用対効果の面から独自システムを構築するより、業者のシステムでデータを閲覧する方が良いとの結論に至った。今後、統合GISの導入となれば、システムを構築する必要がある。そのタイミングで再度検討することになると考えている。</p> <p>・ 昭和58年頃の道路法の改正からである。補正業務の為、前年度から変更が生じた道路が補正の対象となる。</p> <p>・ 当初から1社と随意契約をする場合は、事前に予定価格を公表していない。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答 等
<p>・ 予定価格の算定に基準はあるのか。</p> <p>⑥焼却炉耐火物等補修工事</p> <p>・ 経年劣化はやむを得ないと思うが、建設当初、毎年必要な補修に係る経費を把握していたのか。</p> <p>・ 受注者のプラントメーカーが、例年より金額を上げた見積書を提示した場合にも、契約せざるを得ないということか。</p> <p>「焼却用耐火物空冷レンガ」について（前回、調査報告することとしていた事案）</p> <p>・ 他メーカーの空冷レンガもあるということか。</p> <p>【その他】 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の改正について</p> <p>・ モデルとなる算定式が変更されたから、改正したということか。</p>	<p>・ 標準歩掛かり等の基準は無いため、業者から見積を徴収し、設計書を作成している。</p> <p>・ 昭和58年に建設されており、当時把握していたかどうかは分からない。基幹部分については、平成12年、13年に大規模改修を行っている。現在は、当該補修工事に点検業務も含まれていることから、受注者であるプラントメーカーが点検報告書を作成することとなっている。その報告書を基に、状況を目視等で確認し、修繕が必要な箇所を決定している。</p> <p>・ 労務単価等については、公表されている労務単価を採用している。特殊な材料費等については、メーカーからの参考見積が予定価格算定の基礎となる。例年と比べ価格が上昇している場合は、担当課で価格上昇の合理的な理由等を求め、協議を重ね、適正な価格と認識した上で、予定価格の設定をしている。</p> <p>・ 県内の焼却施設に確認したところ、形状・寸法はJIS規格ではあるが、他メーカーの空冷レンガを採用している施設が1施設あった。また、このメーカーに当市の施設で使用できないか確認したところ、設計・施工メーカーが異なり性能保証ができない、また、詳細な図面等の開示もできないので、対応は難しいとのことであった。</p> <p>・ 当市の場合、最低制限価格については、算定式の基準と平均の基準があり、価格の低い方を最低制限価格としていた。モデル式の改正、他の自治体の状況等を踏まえ、最新の算定式モデルを最低制限価格とすることとした。</p>

抽出事案一覧表

(期間：平成25年10月1日 ～平成26年3月31日)

指名競争入札

種別	件名	契約の相手方	契約金額 (円)	備考
工事	玉津漁港ガネタ護岸補修工事	(有)伊藤建設	¥5,880,000	
業務委託	宇和島市ため池一斉点検業務 (分割の2)	(有)赤岡測量設計事務所	¥7,455,000	
業務委託	宇和島市公共下水道事業計画変更業務	日本上下水道設計(株)松山事務所	¥6,814,500	

随意契約

種別	件名	契約の相手方	契約金額 (円)	備考
工事	砂防ダム上貯水タンク付近 (竹ヶ島) 避難路整備工事	泉建設工業(株)	¥3,349,500	
業務委託	宇和島市道路台帳補正業務	国際航業(株)松山営業所	¥8,610,000	
工事	焼却炉耐火物等補修工事	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)関西支店	¥108,150,000	